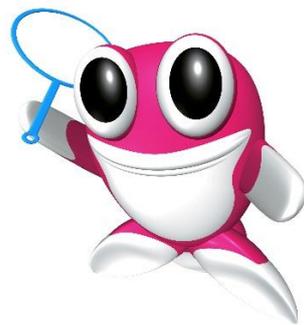




## 大和郡山市立学校における働き方改革のための 業務改善方針

～教職員が心身共に健康でいきいきと働ける環境を、  
子どもたちにより質の高い授業を、  
若い世代が教員を目指す魅力ある職場を～



大和郡山市教育委員会  
令和5年度改定

## 大和郡山市立学校における働き方改革のための業務改善方針

### はじめに

社会の急激な変化が進む中、子どもたちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。

平成31年1月に中央教育審議会の答申と文部科学省からの勤務時間の上限に関するガイドラインが示されたことを踏まえ、本市では、教職員のこれまでの働き方を見直し、一人一人がいきいきと、やりがいを持って働ける職場の環境を整備することを目的として、学校における教職員の働き方改革の改善に関して必要な事項の協議を行うために、「大和郡山市立学校における働き方改革推進委員会」を設置し協議を重ねてきました。また、国の方針を踏まえて令和2年3月に「学校における働き方改革のための業務改善方針」を策定しました。また、勤務時間の上限等を定めるため、「大和郡山市立学校の管理運営に関する規則」を一部改正し、令和2年4月1日から施行しています。こうした取組により、一定の成果が見られる一方、教員の長時間労働の抜本的な解消には至っておらず、3年間の目標値には及びませんでした。

教育委員会では、引き続き、長時間勤務という働き方を改善し、若い世代が教員を目指し、教職員が心身共に健康でいきいきと働ける環境の中、市内全ての小中学校の子どもたちに質の高い教育を実現するため、本業務改善方針を改定します。

大和郡山市教育委員会

## I 目的

教職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現する。

- ①教職員が心身共に健康でいきいきと働ける環境
- ②子どもたちにとってより質の高い授業
- ③若い世代が教員を目指す魅力ある職場

## II 国の動き

(1)「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」(中央教育審議会答申・平成31年1月)では下の14の業務を3種類に分け、改善の方向を示しています。

<b>基本的には 学校以外が担うべき業務</b>	<b>学校の業務だが、必ずしも 教師が担う必要のない業務</b>	<b>教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務</b>
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ＊ その業務の内容に応じて、地方公共団体や、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき	⑤ 調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧ 部活動 (部活動指導員等) ＊ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨ 給食時の対応 (学級担任と栄養教諭の連携) ⑩ 授業準備 (補助的業務へのSSの参画等) ⑪ 学習評価や成績処理 (補助的業務へのSSの参画等) ⑫ 学校行事の準備・運営 (事務職員等、外部委託等) ⑬ 進路指導 (事務職員、外部人材等協力) ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携協力) ＊SS・・・スクール・サポート・スタッフ

(2)「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文部科学省・平成31年1月)において超過勤務の上限を示し、服務監督権者である教育委員会にも方針の策定とその周知、徹底、検証、公表等を要請しています。

<示された上限時間の内容>

- ①公立学校教師の超過勤務(条例等で定められた勤務時間を超えた在校等時間)の上限を月45時間、年間で360時間以内とすること。
- ②通常予見することができない一時的又は突発的な事情による特例があったとしても年に6月以内の範囲でしか①の上限を超えることはできず、この場合であっても月100時間未満、年間720時間以内とし、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)の平均が80時間を超えることができない。

(3)学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(文部科学事務次官・平成31年3月)では、具体的な取組を指示し、各教育委員会の取組の進捗状況を把握し公表するとしています。加えて、県教育委員会には、域内の市町村長及び市町村教育委員会に対して周知を図るとともに十分な指導・助言をするよう要請しています。

(4)令和元年7月1日を基準日として、(3)の通知の徹底状況を把握するため、全国1778教育委員会等に対して、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を文部科学省が直接実施し、令和元年12月25日に結果が公表されました(以後毎年実施)。

(5)令和元年12月4日、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(以下、「改正給特法」という。)が参議院本会議で成立しました。同年1月に示された(2)の「ガイドライン」を公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法上に根拠ある指針として格上げされたことと、休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制を導入できることが大きな改正点となりました。

この公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法改正案には、衆議院、参議院においてともに附帯決議がなされており、以下に示す内容等が挙げられています。あわせて教育職員の処遇の改善や、3年後を目途に実態調査を行うことなどが、明記されました。

- 教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握し、その記録が公務災害認定の重要な資料となることから公文書として管理保存すること。
- 自宅等への持ち帰り業務時間が増加することのないよう趣旨を明確にすること。
- 学校規模にかかわらず、ストレスチェックを完全実施するよう努めること。
- 長期休業期間における大会を含む部活動や研修の縮減を図り、変形労働時間制を活用した休日のまとめ取りができるようにすること。
- 指針における在校等時間の上限と、部活動ガイドラインを遵守すること。

- 教育委員会は、学校任せにせず、自らが主体となって学校における働き方改革を強力に推進すること。
- 国は、抜本的な教職員定数の改善や、サポートスタッフや部活動指導員の配置拡充を始めとした環境改善のための財政措置を講ずること。
- 部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

(6)令和2年1月17日、改正給特法により加えられた第7条の規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示されました。本指針は改正給特法の施行日と同じく、令和2年4月1日から適用され、各教育委員会においては、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の策定と併せて、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」も踏まえ、引き続き、学校における働き方改革を進めるために必要な取組の徹底が求められています。

(7)「学校における働き方改革推進本部」を毎年開催し、学校における働き方改革に係る文部科学省の取組の進捗状況について議論しています。

(8)令和元年度から毎年作成している「学校における働き方改革事例集」について、全国の学校から集めた、どの学校でも実現できそうな取組を、分野ごとに削減目安時間とともに記載するなど、大幅改定を加え、令和3年3月に公表しています。

(9)教員の業務内容ごとの勤務時間数を把握すること、また、教職員や専門スタッフの配置状況と教員の勤務時間・労働負荷との関係性などを検証することにより、今後の教育環境の改善につなげることを目的として、令和4年7月に「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査」を実施しました。

### Ⅲ 県教育委員会のこれまでの動き

- (1) 令和2年3月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定。令和2～4年度はプランに基づき各種取組を実施。
- (2) 令和3年3月策定「第2期奈良県教育振興大綱」(対象期間は令和3年度～令和6年度)に学校における働き方改革について記載。大綱を受け、県教育委員会で策定の「奈良の学び推進プラン」にも同改革の推進について記載。

- (3) 定期的に「働き方改革推進会議ワーキング」を開催し、進捗状況等を管理。また、学校関係者も含めた「学校における働き方改革推進会議」を毎年開催し、課題や取組について意見交換を行っている。
- (4) 奈良県では、働く人がやりがいをもって、健康でいきいきと働くことができる良い職場づくりを推進する「地域において良い人材を集め育成することを目指した良い職場づくりの推進に関する条例」が令和5年4月1日に施行。県教育委員会もその基本理念にのっとり取組を進める。
- (5) 令和4年11月実施した「令和4年度学校における働き方改革に関するアンケート」及び、文部科学省が令和4年度に実施した「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を踏まえ、令和5年3月にプランを改定。

#### IV 本市の現状と課題

「大和郡山市立学校の管理運営に関する規則」で規定した2つの目標の達成率

##### ① 1か月の超過勤務時間が平均45時間以内

小学校 令和3年度 300人中240人(80%達成)  
令和4年度 305人中265人(87%達成)

80時間超( )内は管理職人数

超過勤務時間	令和3年度	令和4年度
100時間超	0	0
80時間～100時間	6人(2%)(5)	2人(1%)(2)
60時間～80時間	11人(4%)	9人(3%)
45時間～60時間	43人(14%)	29人(10%)
45時間以内	240人(80%)	265人(87%)

中学校 令和3年度 163人中86人(53%達成)  
令和4年度 162人中84人(51%達成)

80時間超( )内は管理職人数

超過勤務時間	令和3年度	令和4年度
100時間超	0	2人(1%)
80時間～100時間	11人(7%)(3)	8人(5%)(1)
60時間～80時間	29人(18%)	30人(19%)
45時間～60時間	37人(23%)	38人(23%)
45時間以内	86人(53%)	84人(51%)

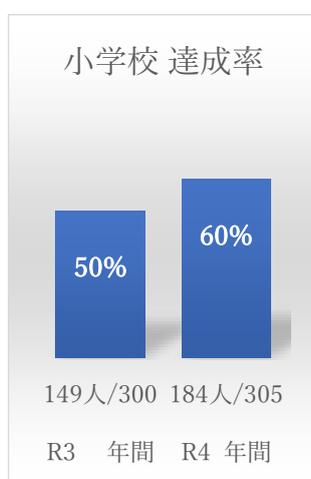
年間をとおし平均した1か月の超過勤務時間が「45時間以内」の割合は、令和3年度と比較し、令和4年度の小学校では7%増加している。また、過労死ラインである「80時間以上」も6人から2人へと減ってきている。

一方、中学校では同「45時間以内」の割合は、2%減少し、同「80時間以上」は1%減少したが、100時間超は2人増加と、働き方改革が推進されているとは言い難い。

## ② 1年間の超過勤務が360時間以内

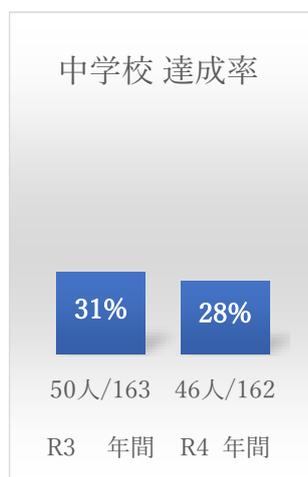
小学校 令和3年度 300人中149人(50%達成)

令和4年度 305人中184人(60%達成)



中学校 令和3年度 163人中50人(31%達成)

令和4年度 162人中46人(28%達成)



年間の超過勤務が360時間以内の目標については、小学校は令和3年度と比較して令和4年度が10%アップと、年間を通し、働き方改革が推進されてきた。

一方、中学校では令和3年から4年にかけて、達成率は3%下がった。

このような現状を踏まえ、教職員が心身ともに健康で、情熱とやりがいを持ち、子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう、教育委員会と各学校が連携しながら働き方改革を早急に進めなければならない。大和郡山市立学校の管理運営に関する規則が示している時間外勤務の限度である1か月について45時間以内と、1年について360時間以内を目指し、勤務環境や体制の整備及び業務改善の推進を図る必要がある。

## V 目標

超過勤務時間をタイムカード等による客観的な方法で把握し、令和7年度までの3年間で、教職員の在校等時間の超過勤務の上限を「大和郡山市立学校の管理運営に関する規則」で規定された「原則 ①月45時間以内 ②年360時間以内」を踏まえ、以下のように(1)及び(2)の目標を策定した。

(1) 原則、以下のア及びイを満たすこと。

ア 1か月の超過勤務が45時間以内

イ 1年間の超過勤務が360時間以内

(2) 特例的な扱い

子どもに係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、以下のア及びイを満たすこと。

ア 1年間の超過勤務が720時間以内

イ ① 1か月の超過勤務が100時間未満

② 連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、超過勤務の1か月当たりの平均が80時間以内

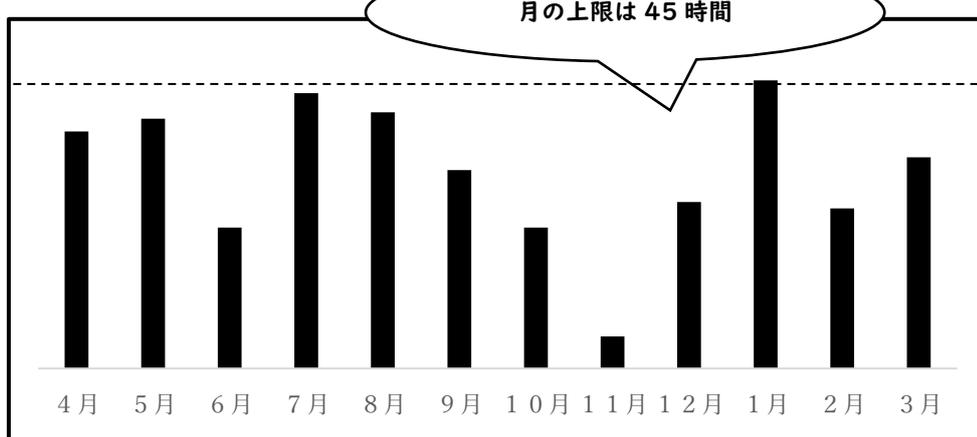
③ 1か月の超過勤務が45時間を超える月が6か月まで

(1)の例

(超過時間)

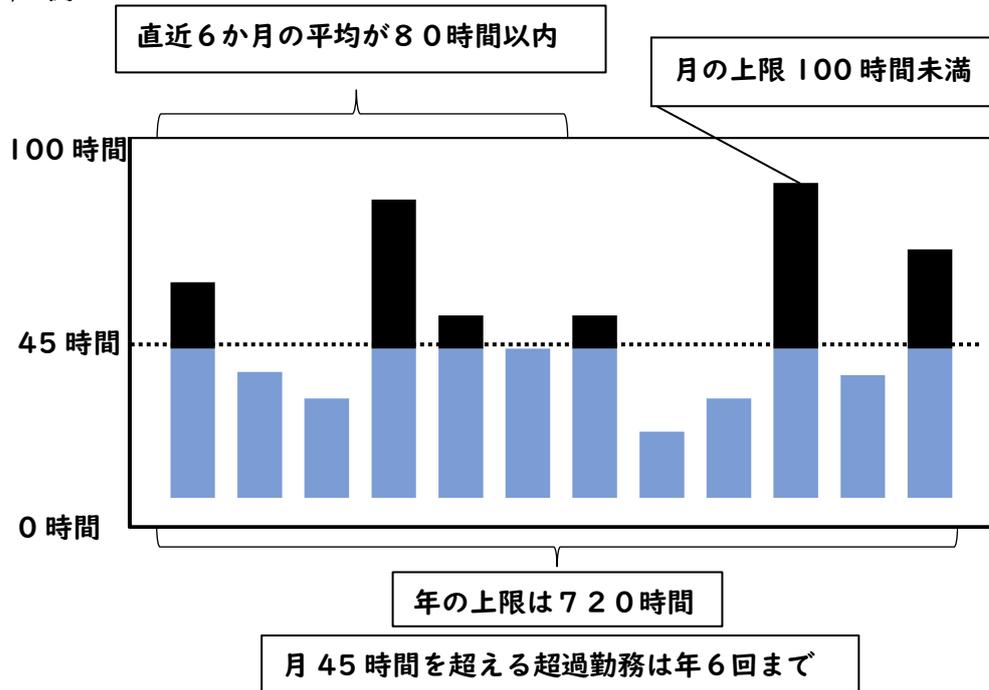
45時間

0時間



年の上限は360時間

(2)の例



【注釈】

超過勤務時間について

超過勤務時間＝①在校時間（研修又は児童生徒の引率等の校外での勤務も含む。）－正規の勤務時間－休憩時間＋②休日及び時間外における校外の研修や子どもの引率等の時間

①…学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間。

②…休日及び時間外に、職務として行う校外研修への参加の時間や子どもの引率等の職務に従事している時間。時間外勤務命令に基づくもの以外も含める。

※職務として行う研修とは、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。

ただし、職務専念義務を免除されて行う研修（いわゆる「職専免研修」）は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。

※職務として行う子どもの引率等とは、校外学習や修学旅行の引率業務、休日及び時間外の部活動の競技大会（練習試合も含む）・コンクール等への引率業務のほか、家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。

## VI 業務改善方針について

### 1 学校の業務の見直し

- (1) 現在学校が担っている業務について、教員が専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか否かという観点から、教員が専門性を発揮できない業務又は児童生徒の生命・安全に関わらない業務については、中心となる担い手を学校・教員以外の者（教育委員会、家庭、地域住民、業者等）に積極的に移行していくこと。
- (2) 学校が担う業務を「学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3種類に分け、改善していくこと。
- (3) 地域行事と学校行事の合同開催、効果的・効率的な実施を進め、地域の記念行事としての要素が大きい行事等は学校から切り離して地域行事へ移行すること。

### 2 教職員の意識改革

限られた勤務時間の中で、質の高い教育活動を行うためには、教職員一人一人が業務改善や時間管理の意識を持ち、健康で生き生きと、子どもたちと向き合うことが必要である。保護者や地域への啓発も行いながら、時間を意識した働き方の改善に取り組むこと。

### 3 環境整備の充実

学校内のパソコンの増設や機器の更新、タブレットや無線 LAN の導入等、ハード面での ICT 環境整備を進め、その後、校務支援システム等のソフト面での整備を進めることにより、業務の効率化を図るとともに、教材の共有化などに取り組むこと。

### 4 支援体制の充実

各学校が業務改善に取り組めるように、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の専門スタッフ、部活動指導員、スクールロイヤー、その他の専門的人材等の配置を積極的に進めること。

### 5 保護者や地域への啓発活動

学校における働き方改革の趣旨等を示した文書を保護者・地域等へ配布することにより、働き方改革の周知と理解・協力を求めること。

## Ⅶ 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

### Ⅰ 勤務時間管理の徹底

#### (1) 勤務時間の正確な把握

教職員の勤務時間を把握し、長時間勤務の解消及び健康管理を図る。正確な勤務時間の把握のため、今後、タイムカードや校務支援システムを導入することにより、出勤時刻及び退勤時刻の管理を徹底する。

##### 【これまでの取組・現状】

令和2年9月から タイムカード導入  
令和3年3月から 校務支援システム導入  
令和3年4月から 学校用グループウェアの活用  
令和3年4月から 教職員ひとりひとりの勤務時間の把握



##### 【今後の取組】

引き続き適切な勤務時間管理ができる環境を構築する。

#### (2) 「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」の策定とその運用

- 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた取組を進める。
- 今後、当該ガイドラインの根拠が法令上規定された場合には、各地方公共団体においても、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を条例や規則等で根拠付けることが考えられる点に留意する。

##### 【これまでの取組・現状】

教育委員会においては規則等を整備済  
「大和郡山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則施行」  
(令和2年4月1日)



##### 【今後の取組】

策定した規則を、確実に遵守されるよう、働き方改革を推進していく。

### (3) 在校等時間データの分析・活用

ICT の活用等によって得られた教職員の在校等時間データについて、各学校の管理職は長時間労働改善の取組検討に活用する。また教育委員会において分析を行い、その結果を各学校へ提供することで、管理職への意識付けと長時間労働改善のための取組を促す。

#### 【これまでの取組・現状】

令和3年度より一人一人の超過勤務時間を各校に提供。超過勤務時間が平均80時間、単月100時間を超える教職員には管理職が面談し、改善を図ってきた。



#### 【今後の取組】

- ・タイムカードデータの分析により、過重労働対策のための健康管理医による面接指導の実施を行うとともに、それを踏まえた管理職による環境改善の取組についても実施する。
- ・管理職は教職員の在校等時間データを活用し、学校内の業務分担の見直し、教員間の業務量の平準化など長時間労働改善のための取組を実施する。
- ・教育委員会は在校等時間データを集計・分析し、定期的に各学校長へ提供します。

### (4) 勤務時間に関する例規の整備（勤務時間の割振り、休憩時間、変形労働時間制）

- 登下校時刻、部活動、会議等については、適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した休憩時間設定を行う。
- 通常の勤務時間外の時間帯にやむを得ず勤務を命じざるを得ない場合には、服務監督権者は正規の勤務時間の割振りを適正に行う措置を徹底する。
- フレックス制を活用し、各教職員の状況に応じて、柔軟で多様な勤務形態を選択できるようにする。
- 長期休業期間に一定期間の学校閉庁日を設定するなどの工夫を行う。



#### 【これまでの取組・現状】

平成30年度から実施

令和4年度は、8月12日（金）から8月16日（火）までの期間で実施

**(5) 勤務時間外の連絡対応等の体制整備（留守番電話・連絡システム（すぐー）等）**

業務終了後の外部からの問い合わせに対しては、緊急時の連絡に支障が生じないように連絡方法を確保した上で、留守番電話や連絡システム（すぐー）での対応とし、時間外勤務の解消を図る。

**【これまでの取組・現状】**

令和2年4月から 留守番電話対応実施

**【今後の取組】**

留守番電話に加え、連絡システム（すぐー）の導入

**(6) 保護者や地域への啓発（学校運営協議会等の活用）**

適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解を得る。学校運営協議会の設置を令和6年度中に全校で実施。学校の現状について地域の理解を深めるため、学校運営協議会の場の活用を推進する。

**【これまでの取組・現状】**

令和4年度は平和小学校に学校運営協議会を設置。令和5年度は市内全小学校と郡山東中学校に学校運営協議会を設置。令和6年度は小学校11校・中学校5校、市内全16校に学校運営協議会を設置予定。

**2 労働安全衛生管理の徹底**

労働安全衛生法により義務づけられている管理体制の未整備は法令違反であり、学校の設置者は速やかに体制の整備を行う。

**【これまでの取組・現状】**

ストレスチェックを毎年実施。

教職員数が50人以下の小学校11校、中学校4校について、衛生推進者の選任100%  
教職員数が50人以上の中学校1校についても産業医資格を有する医師面接指導の実施

**【今後の取組】**

全ての学校で適切に労働安全衛生体制が整備され、ストレスチェックについても実施されるよう支援していく。

### 3 教職員のメンタルヘルス対策

#### (1) 予防的取組の推進

教職員の勤務時間を把握し、一人一人の長時間勤務の解消及び健康管理を図る。

##### 【これまでの取組・現状】

令和3年から 超過勤務時間が複数月平均80時間、月100時間を超える教職員への管理職面談実施及び、医師面談を案内



##### 【今後の取組】

引き続き、ひとりひとりの勤務時間の把握をし、教職員のメンタルヘルスに関する相談体制を強化し、メンタル不調者の早期発見と適切な対応を図る

### 4 学校評価等、研修での意識改革

#### (1) 管理職、教職員の意識改革（研修の充実）

- 管理職の育成に当たって、教職員の組織管理や勤務時間の管理、労働安全衛生管理等をはじめとしたマネジメント能力を重視する。学校経営方針等において働き方に関する視点を盛り込み、加えて働き方に関する校内研修の充実を図り、教職員の働き方を変えていく意識を強くもたせる。
- 教員研修施設等において実施される校外研修の精選やオンラインによる研修の実施など過度に負担とならないよう必要な配慮を行いつつ、各種研修に働き方改革や勤務時間を意識した業務改善等についての講義・演習を取り入れる

#### (2) 学校評価での点検・教育委員会の自己点検

働き方に関する項目を学校評価に位置づけ、業務改善の点検・評価の取組を推進する。教育委員会が策定する業務改善方針・計画や実施する業務改善の取組について、実効性の観点から自己点検・評価する。

## VIII 学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化

### 1 教育委員会が取り組むべき方策

#### (1) 各学校における方針・計画の策定の促進と支援

域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を策定するに当たっては、教育委員会が科している業務（調査・依頼事項含む）の内容を精査した上で業務量の削減に関する数値目標（KPI）を決めるなど明確な業務改善目標を定め、フォローアップすることで業務改善のPDCAサイクルを構築する。

#### (2) 学校が担っている業務の仕分け・整理

○現在学校が担っている業務について、教員が専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか否かという観点から、教員が専門性を発揮できない業務又は児童生徒の生命・安全に関わらない業務については、中心となる担い手を学校・教員以外の者（教育委員会、家庭、地域住民、業者等）に積極的に移行していく。

○学校が担う業務を①学校以外が担うべき業務 ②学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務 ③教師の業務だが負担軽減が可能な業務のいずれであるかを仕分け、本来教育委員会が担うべき業務については責任をもって対応し、それ以外の業務については他の主体に対応を要請する。

### 2 教育委員会が主導して学校と共に見直すべき具体的業務

#### (1) 調査・統計等への回答等

- 教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、調査項目の工夫による複数の調査の一元化を行う。
- また、各種団体等の調査や出展依頼、配布依頼等については、教育委員会や学校によらない児童生徒への周知方法の検討などの協力を要請する。
- 民間団体等からの依頼については、真に効果的で必要なものに精選する。

## (2) 部活動休養日及び部活動時間の徹底と地域クラブ活動及び部活動指導員の活用

- 平成31年4月に策定した「大和郡山市部活動の在り方に関する方針」で示している休養日の設定および練習時間を遵守することで、教職員の時間を意識した働き方を徹底する。
- 休養日は原則として、週に平日1日と週休日1日とし、時間は、原則平日は2時間程度、週休日や長期休業日は3時間程度とする。
- 学校に設置する部活動の数について、生徒や教師の数、部活動指導員の参画状況を考慮して適正化する。
- 休日の部活動の地域移行を推進する。
- 部活動指導員を活用し、部活動顧問教員の負担を軽減する。

### 【これまでの取組・現状】

令和4年度 部活動指導員 14名

令和5年度から地域クラブ活動開始 ソフトテニス・ラグビー・卓球の3種目



### 【今後の取組】

- ・部活動指導員の活用の徹底
- ・部活動の適正化(活動時間、部活動数 ほか)
- ・休日部活動の地域移行の推進

## (3) 給食時の対応

- 学級担任と栄養教諭の連携により、学級担任の負担を軽減する。
- ランチルームで複数学年が一斉に給食をとったり、教師の補助として地域人材等の参画・協力を得たりすることにより、給食指導における教師の負担を軽減するための運営上の工夫を図る。
- 学校給食の食物アレルギー対応については、事故防止を最優先とし、過度で複雑な対応は行わない。

## (4) 学校行事等の準備・運営

- 学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を進める。
- 地域行事と学校行事の合同開催、効果的・効率的な実施を進め、地域の記念行事としての要素が大きい行事等は学校から切り離して地域行事へ移行する。
- 学校行事と教科等の関連性を見直し、従来学校行事とされてきた活動のうち教科等の指導と位置づけることが適切なものについては、積極的に授業時数に含める。

(5) 「チームとしての学校」(事務職員や支援スタッフの参画)

事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の専門スタッフ、部活動指導員、学校業務支援員、その他の支援スタッフについて、人員が確保できるよう必要な支援を行うように努める。

【これまでの取組・現状】

令和4年6月から学校業務支援員を配置、

令和4年度：市費 SC 10名、学校司書 5名、部活動指導員のべ14名

(6) 教育委員会の支援体制(専門家の活用、福祉部・警察等との連携)

- 放課後から夜間における安全指導や補導時の対応など生徒指導上の対応については、地域や学校の実情に応じて、警察や地域ボランティアの協力を得て実施する。また、児童生徒が補導された時の対応等については、保護者が担うべきものであることを保護者と学校が相互に確認する。
- 保護者や地域、関係機関との間で法的な整理を踏まえた役割分担・連携を図ることが重要であり、学校がトラブル等の課題に直面した際には、教育委員会が積極的に学校を支援するとともに、弁護士等の専門家から法的なアドバイスをうけられるようにする。

【これまでの取組・現状】

令和4年度：スクールロイヤー 13件

(7) 保護者や地域住民等との協働による学校運営体制の構築

- コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入や地域学校協働本部(コミュニティ協議会・地域教育協議会)の整備により家庭や地域と教育目標を共有し、その実現に向け連携・協働しながら学校運営を行う。
- 学校施設の地域開放に当たっては、管理事務における学校や教師の負担軽減を図りつつ、地域の財産である学校施設の地域開放を推進する。

### (8) ICT の環境整備、進路指導等業務の簡素化

- ICT 環境整備により、指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務、進路指導関係業務などの電子化による効率化を図る。
- デジタル教材の共有化による教材研究の負担軽減を図る。

#### 【これまでの取組・現状】

令和3年4月から 校務支援システム導入、学校用グループウェア導入  
令和4年度 ICT 支援員 2名

### (9) 教職員の研修制度の改善

- 夏休み等の研修の整理・精選を行う。
- 事務手続き等についても、過度な負担とならないよう簡素化を図る。

### (10) 学校指定の研修や研究事業の精査・簡素化

教育委員会の学校指定による先導的な研究や、各種研究会により事実上割り当てられたようなものなどの学校における研究事業については、必要性について精査・精選するとともに、書類や発表の簡素化など、教師の負担面に配慮する。

## 3 各学校が取り組むべき方策

- 教職員一人一人が自らの業務を、適正化の観点から見直す。
- 管理職は教職員間で業務の在り方や見直しについて話し合う機会を設け、校内の業務の在り方の適正化ができるような雰囲気づくりに取り組む。
- 管理職が学校の重点目標や経営方針を明確化し、その目標達成のために真に必要な業務に注力できるようにする。
- 校長は自らの権限と責任で、伝統だからとして続けているが必ずしも適切とはいえない業務、本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大幅に削減する（例えば、夏休みのプール指導、早朝等所定の勤務時間外の部活指導、内発的な意欲のない研究指定校、運動会の過剰な準備、休日の地域行事への参加の引率等）。

## 4 学校が作成する計画等の見直し

- 学校単位で作成する計画については、業務の適正化の観点から、計画の統合も含め、計画内容や学校の実情に応じて真に効果的な計画の作成を推進する。
- 各教科の指導計画や、個別の指導計画・教育支援計画等は、計画の内容の見直し

や学校の実情に応じて複数の教師が作成し共有化する。

- 教育委員会は、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立ち、整理・合理化をしていく。
- 教育委員会が計画のひな形を提示する際には過度に複雑なものとしなない。
- 教育委員会が各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内での対応を基本とする。

#### 5 働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- 標準授業数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するので、そのような教育課程の編成・実施は行わない。
- 災害や流行性疾患の学級閉鎖などにより当該授業数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではない。

### IX 学校の組織運営体制の在り方

#### 1 教育委員会が主導して学校に取組を促し支援する組織運営体制

##### (1) 委員会、職員会議、校務分掌の見直しと業務の平準化

- 教職員の校務分掌における委員会等の組織や担当について、法令で義務づけられたものをのぞき、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や整理・統合を図る。
- 会議の回数を削減し、長時間の議論は避け、意思決定の効率化を図る。
- 校務分掌は細分化を避け包括的・系統的なグループに分けて整理する。

##### (2) 若手教員への支援

- 長時間勤務の傾向がある若手教員について、学校組織全体で支える。
- 若手教師が得意とする分野の能力を積極的に生かす。
- 若手教師が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職等がいち早く把握し、声をかけ、ネットワーク等を生かし優れた教材や指導案等の様々な蓄積を共有して支援するなど、若手教師が孤立しないようにする。
- 一人一人の若手教員に担当指導主事をつけ、相談体制を確立する。

##### (3) 事務職員の校務運営への参画、効率化と事務機能の強化

- 総務・財務等に通じる専門職である事務職員は、教頭とともに校長を補佐する役割を果たすことが期待されており、校務運営への参画を一層拡大する。
- 学校事務のグループワーキングを促進させ、学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化を進める。
- 事務職員の採用と採用後の機能成長について、その在り方を検討し、資質・能力、意欲の向上のための取組を進める。

## X 働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

### 1 働き方改革の進捗状況・結果の公表

今回の答申を踏まえた取組を一過性のものとせず、文部科学省においては学校における働き方改革の進捗状況を市町村ごとに把握し、その結果を公表することとしている。各教育委員会においても方針を策定しその進捗状況を確認し公表する。

### 2 教育委員会会議等の議題としての共有

働き方改革の状況を、定期的に教育委員会会議等の議題として扱い、学校や教師がおかれている状況について行政部局とも共有して共通理解を深め、教育委員会組織内の体制整備や、随時必要な施策に取り組む。

### 3 働き方改革の好事例の共有

各学校で実践している働き方改革の好事例・アイデアについて、共有する。